

令和 7 年度監査計画

1 目的

この計画は、西東京市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づき、令和 7 年度に西東京市（以下「市」という。）の監査委員が行う監査、審査、検査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が、法律・条例等に基づき適正に処理されているかを主眼に検証する。
- (2) 組織目的の達成を阻害する要因であるリスクに留意し、各事業について、限られた財源を活かし、経済性、効率性、有効性の観点によって予算執行が行われているかどうかを検証するとともに、監査対象課の特性等を考慮し、重点項目を選定する。
- (3) 監査等の監査結果による指摘・要望等に対する改善状況等を的確に把握し、是正・改善を求め、監査の実効性を確保する。

3 監査等の種類

令和 7 年度に実施する各監査は、次のとおり行うこととし、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定める。

(1) 定期監査(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項)

事務事業の執行全般を対象に、法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、監査を実施する。行政監査は、定期監査に含めて実施する。また、工事監査は、工事の効率性、経済性及び合規性を主眼として、主要工事の契約事務及び技術面の検証を実施する。なお、監査を実施する対象機関については、監査委員が協議の上、決定する。

(2) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び施設の管理を行わせている団体を対象として、出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として実施する。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。なお、監査を実施する対象機関については、監査委員が協議の上、決定する。

(3) 決算審査(地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

各会計歳入歳出決算書、その他の関係書類及び各基金の運用状況を示す関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施する。

- (4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として審査する。

- (5) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

毎月の現金の残高及び出納関係資料の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び現金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する。

- (6) その他監査

必要に応じて実施する。

4 監査等の実施時期

令和 7 年度 監査等実施予定表

監査等の種別	実施期間
定期監査（第 1 回）	4 月 ～ 9 月
定期監査（第 2 回）	10 月 ～ 3 月
工事監査	工事の進捗による
財政援助団体等監査	8 月 ～ 2 月
一般・各特別会計決算審査	6 月 ～ 8 月
基金運用状況審査	6 月 ～ 8 月
下水道事業会計決算審査	6 月 ～ 8 月
健全化判断比率等審査	8 月
例月現金出納検査	毎月下旬